

〈『鹿児島県史料』編さん余録11〉

「幕末維新史料」語彙考証二

はじめに

本稿は、昨年度刊行された「〈『鹿児島県史料』編さん余録10〉「幕末維新史料」語彙考証二」（『黎明館調査研究報告』第三七集）以降、編集や校正など調査史料室の日常業務の中で、それぞれの担当者が疑問に思つて調べたり、興味や関心を抱いたりした史料中の「語彙」についての考証をまとめたものである。

《凡例》

- 1 三五を原田、三六・三七を向原、三八から四一までを橋口、四二から四七までを栗林が執筆した。
- 2 『鹿児島県史料』の略号は次の通りである。
 - ・黒田…『鹿児島県史料 黒田清隆史料』
 - ・市来…『鹿児島県史料 市来四郎史料』
 - ・忠義…『鹿児島県史料 忠義公史料』
 - ・斉彬…『鹿児島県史料 斉彬公史料』
 - ・玉里…『鹿児島県史料 玉里島津家史料』

栗林文夫
橋口正樹
向原雅子
原田紗代子

- ・名越…『鹿児島県史料 名越時敏史料』
- ・西南…『鹿児島県史料 西南戦争』
- ・前編…『鹿児島県史料 旧記雑録前編』
- ・後編…『鹿児島県史料 旧記雑録後編』
- ・追録…『鹿児島県史料 旧記雑録追録』
- ・季安…『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』
- ・地誌…『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考』
- 3 右の史料の巻数については、丸囲みの算用数字で史料略号に続けて示した。引用箇所は、頁数または号数で表記した。
- 4 原本史料からの引用は、黎明館の資料登録番号を示した。
- 5 引用史料で必要のないルビや行間注は省略したものがある。
- 6 本稿で利用する『日本国語大辞典』は、日本大辞典刊行会編、小学館発行、全二十巻、一九七二〜七六年刊行のものである。
- 7 〈 〉で囲んだ箇所は割書を示す。

三五 当時之間

〔市来⑥四八頁〕「三条実美初五人之輩（中略）内情運ヒ兼候次第モ有之候ニ付、

當時之間者美濃守領分ニ被差置候条」

〔忠義③六四二頁〕「三条実美初五人之輩（中略）内情運ヒ兼候次第モ有之候ニ付、當時之間者ハ美濃守領分ニ被差置候条、」

〔修訂防長回天史 下巻〕八四〇頁（末松謙澄、一九六七年）「三条実美始五人の輩（中略）内情運ビ兼候次第も有之候に付当分の間は美濃守領分に被差置候条」

これは〔市来⑥〕の校正の際に判明したことである。当史料は、（元治元年）十二月日付の徳川慶勝通達書の一節で、第一次長州出兵において総督を務めた慶勝が、三条実美をはじめとする五卿の身柄預かりについて、九州の諸大名らに伝達したものである。この通達は〔忠義③〕にも掲載されており、内容はほぼ同文である。しかし、こちらでは「當時」を誤りとみなしたのか、行間に「分」を付して「当分之間」としている。

「當時」を辞書で引くと、「①ただいま。現在。現今。今日（こんにち）。②その時。その頃。往時。そのかみ。その昔。」（『日本国語大辞典 第十四巻』、四五九頁）とある。現代では主に②の意味で使われるが、古文書においては、①の意味で用いられる例も多い。「當時之間」を①の意味で解釈し、後続の文脈を含めて読めば、「今のところ」は美濃守（福岡藩主黒田長博）の領分に差し置く」という意味になり、原文のままでも十分に意味は通じる。

そもそも当該史料は、前述の史料の他に〔玉里④一頁〕、〔好古類纂 拾遺 第一冊〕五五頁（好古社、一九〇八年）、〔改訂肥後藩国事史料 巻五〕（細川家編纂所、一九七三年）六二〇頁等、確認した限りでは計十三点の史料に収録されており、その内十二点が〔市来⑥〕と同様に「當時之間」と記している。一方で、唯一『修訂防長回天史 下巻』のみが「当分の間」と記していることから、〔忠義③〕では、同書を校訂の参考資料として用いたのではないかと推測

される。

「當時之間」は現代では馴染みの薄い表現であるため、「当分之間」と改めたくなるのも理解できるが、数は多くないものの、次のような用例が確認できる。

〔小平町誌〕八七頁（小平町誌編纂委員会、一九五九年）「廻り囲之儀、**當時之間**は萱麦藁等ニ而仕候積ニ御座候、」

この史料は、東京都小平市立図書館所蔵の「小川家文書」に含まれる、現代の「建築許可願」に相当する文書で、『小平町誌』によると、明暦（一六五五～一六五八年）ごろに作成されたものであるという。省略したが引用文の前では、住宅の屋根や柱など建築材料について言及しており、続く「廻り囲之儀」（外壁）の材料について「今のところ」は萱や麦藁で作るつもりであると述べていると解釈することができる。このように、「今のところ」「さしあたり」の意味として、一定程度通用していた表現であったことが分かる。以上の点を踏まえ、〔市来⑥〕においては〔忠義③〕のような注は付さず、原文表記のままとした。

市来四郎の編纂物には、誤字脱字や年代・人名の相違など、時折史料としての信頼性に欠ける記述が見受けられる。しかし、今回の例のように、市来の表記が当時の表現として妥当である場合も少なくないため、編集にあたっては慎重な検討が求められる。言葉の正誤を判断することは容易ではないが、今後とも一層注意を払いつつ、編纂業務に取り組みたい。

三六 書状の差出の順番

差出の箇所に複数人が署名を連ねる際の順番は、古来より常に注意が払われてきた。なぜなら記名をする順番により、その連署者の中での上下関係が示されるからである。佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年）によると、令の規定を由来として関係役人が連署する場合、長官と次官は上段に、判官以下は下段に署し、さらに地位の上下に従って上段は右から左へと、下段は逆に左から右へと名前を並べるといふ原則があり、この原則は大抵

室町前期ごろまで用いられたとある。また、『日本古文書学講座 第一卷』(雄山閣、一九七八年)によると、日下には文書執筆者・取扱者なども署名するともあり、これらの原則を適宜踏まえて記載されていたようである。

以下、差出箇所(左に上位者・右に下位者が記されている場合)をAとし、また逆に、右に上位者・左に下位者が記されている場合をBとして考察していきたい。

例えば『入来文書』「入来院家文書」三〇号「島津道鑑(貞久)・同師久連署避状案」は正平十三(一三五八)年に父道鑑と子師久が連名で出したもの、また「後編④六一四号」「島津惟新(義弘)・同家久連署状」は慶長十四(一六〇九)年に父惟新と子家久が連名で出したものである。いずれも父が左、子が右に名前があり、Aの形式で書かれていることが分かる。さらに江戸幕府老中より出された「追録⑧三七六号」「松平信義外二名(幕府老中)連署奉書」を見ると、差出三名は左から順に松平豊前守・水野和泉守・板倉周防守となっており、これは老中に着任した順番と一致している。このように室町以降もAの形式が継続していることが見て取れる。

以上を踏まえて、今回「黒田①」の校正中に出てきたいくつかの事例を紹介する。まず「黒田清隆・井上馨意見書(三条実美宛)」(三〇号)である。この差出では日付から遠い方に正使である黒田、日付に近い方に副使である井上が配されており、Aの形式を踏襲している。しかし「佐々木高行・西郷従道・山田顕義意見書(三条実美宛)」(三二号)にある三名の位階や年齢を調べてみると、当時佐々木(五十二歳)・西郷(三十九歳)は従一位、山田(三十八歳)は正二位であった(いずれも明治十六(一八八三)年一月時点)。こちらは日下から左へ順に佐々木・西郷・山田とあり、Bの形式になっている。

いつの時点からこのような変化が起こったのか定かではないが、いくつか参考となる史料を挙げたい。

差出が連名であるほぼ同時期の幕末の文書として、「追録⑧四三六号」「島津

茂久・久光連署教諭書」、「玉里②五七七号」(久光・茂久両公ヨリ朝廷へノ願書 斉彬公へ照国大明神追号ノ件)、「玉里④一五二二号」(久光・茂久二公ヨリ朝廷へノ上書 長州再征ノ不可ニ付)、「玉里③一〇七二二号」(長藩父子ヨリ国司信濃へノ黒印軍令状 申聞条々)などがある。

この内、「追録⑧四三六号」と「玉里②五七七号」は、父久光が左に記されるAの形式、「玉里④一五二二号」は、久光が日下つまり右に記されるBの形式となっている。また他藩の事例であるが「玉里③一〇七二二号」は、藩主であり父でもある毛利慶親が右、そして子である毛利定広が左ということで、こちらもBの形式となる。

また「追録⑧一一五二二号」(島津忠義・同久光連署願書)は明治六(一八七三)年に島津忠義が父久光と連名で宮内省に宛てて出した献金願であるが、こちらは忠義が従三位、久光が従二位で、日下に忠義の名前があり、Aの形式で書かれている。

さらに「玉里⑧二七七六号」(久光・忠義二公ヨリ三条太政大臣へ 珍彦・忠欽二公子上京ニ付)や「追録⑧一二五〇の二号」(島津久光父子再復上申書)を見ると、この二つはいずれも島津父子が明治十(一八七七)年に三条実美宛として出したものである。だがそれぞれで名前の位置が異なり、「玉里⑧二七七六号」はAの形式で書かれているが、「追録⑧一二五〇の二号」はBの形式で書かれている。同じ年の三月と四月という非常に近い時期に書かれているのだが、このような違いが出てきている。尚、明治十年時点での二人の位階は明治六年時点と変化はなかった。

そして「追録⑧一三三六の一号」(島津忠義・同忠濟連署願書)の明治二十六(一八九三)年を見ると、正二位の忠義が日下近く、正四位の忠濟がその左にあり、これはBの形式である。他にも同様のもので明治一十八(一八九五)年の「追録⑧一三四〇の一号」(島津忠義・同忠濟連署願書)を確認したが、これも「追録⑧一三三六の一号」と同じBの形式であった。

以上を踏まえて考えると、例外はあるが原則的には、従来一般的であったAの形式に幕末のころ異なる事例が見られ始め、明治の初め過ぎころから日付に近い方が上位者という、Bの形式へと変化していったのではと推測できる。このBの形式は現代でも見ることが出来る。例えば企業からの案内状の差出では社長などの名前が最初に書かれており、また葬式での会葬御礼の親族一同の筆頭は喪主の名前である。いずれにせよ〔黒田①〕の時代は、その様々な事例が混在する時期だったのでないだろうか。

三七 俺・己 おれ／僕 ぼく

〔市来⑥一〇七頁〕「文飾に拘り事実を誤るやうでは己(オレ)か本意でなひ、」

〔市来⑥一一〇頁〕「己(オレ)なとさへ其通で者なひか、尋ぬることなとも…」

〔斉彬③六〇二頁〕「西郷ハ天下ノ事ハオレデナケレバ出来ハセヌト傲慢自負シテ、」〔ナニオレ等デモ一杯ハマレバ出来ヌコトハナイ、」

〔玉里⑦三〇七頁〕「其方ハ堅き奴なり、どふぞおれの懐中江百円出来さへすれバ、」

〔玉里⑦三二二頁〕「おれが有てこそ此の家も此の位にて済みまする、」〔自慢ヲいふておれのスルコトヲ習へと申すゆへ、」

〔名越⑧三八六頁〕「いや／＼おれハ入ぬ、あの武田信玄ハ乱世ニ生れられたれハこそ名は高けれ、」

〔市来④一七四・一七六頁〕「一粟屋曰、僕ハ檀之浦受持ノ内ニアリ、(中略)一金子曰、僕ハ前田砲台受持ナリ、(中略)一金子曰、僕ハ檀之浦副将ニテ、常職ハ長府家老席ノモノナリ、」

〔黒田①二五一頁〕「清隆答フルニ、韓使ハ僕嘗テ請フ所、朝廷若シ使ヲ遣ラハ僕当サニ之ニ任スヘシ、君ハ国家ノ柱石、軽動ス可ラサルヲ以テス、」

〔市来⑥〕は「久光親話記」からで、これは久光とその長男忠義、七男忠濟

との会話が記録された史料であり、その内容は政治のみならず教育や文化にまで及んでいる。これにより久光の思想やいきいきとした彼の口調が感じられる史料となっているが、その中で久光の一人称として己(オレ)が多用されている。現代的なイメージを持つ「おれ」だが、調べてみると意外にもその成り立ちは古く、『日本国語大辞典 第四卷』によれば「おれ」という代名詞には二種類の意味がある。一つは自称(一人称)としての「おれ【俺・己】」であり、「広く貴賤男女を問わず目上にも目下にも用いた」とある。またそれは「中世以降使用され、特に近世以降多用された」とされる。もう一つは対称(二人称)の「おれ【爾・爾】」であり、これは軽蔑や侮蔑の意を含み、主に古代を通して使用されたという。

ここではその中でも、「親話記」で主に使用される自称としての「おれ(俺・己)」の使用に注目したい。この語が使用される事例は平安後期にさかのぼり、米田達郎「人称詞オレの歴史的变化」(『大阪工業大学紀要』第六一卷二号、二〇一七年)によると、十二世紀初めに成立したとされる『讃岐典侍日記』や、十三世紀に紀伊国で農民たちが地頭を告発した際の「阿氏河荘上村百姓等言上状」(『大日本古文書 高野山文書六』一四二三号)においても「おれ」が自称として使用されている。このように、「おれ」は男女を問わず、身分の高い者も下位の者も使用しており、鎌倉時代から室町時代にかけて、次第に日常的な言葉として定着した。そして元々あった丁寧な意味合いは薄れ、さらに江戸時代には侠客などが好んで使用する場合もあり、乱暴で粗野な印象を伴うようになった。そのため、江戸時代から明治時代にかけて、女性の使用は次第に見られなくなり、男性が日常的に気安く使用する一人称として定着していったという。「親話記」に出てくる己(オレ)は、久光とその息子たちとの対話において頻繁に登場し、まさに日常的で気安い場面で使用されている。このような使用法は、他の史料においても確認できる。「斉彬③」から「名越⑧」に見られる事例では、「おれ」が自己の内面や正直な感情を表現する際に多く用いられており、

このような語感が現代につながっていくのであろう。

それでは「おれ」と同様に、現代で男性がよく使用するイメージを持つ一人称「ぼく」にはどのような変遷があったのだろうか。『日本国語大辞典 第十八巻』によると、「ぼく」にも主に二つの意味があり、第一は名詞としての「ぼく」で、「男のめしつかい」「下僕」「しもべ」などを意味する。第二は代名詞としての自称であり、古代には漢文において非常にへりくだった表現として用いられていた。その読み方は奈良時代は不明であったが、平安時代以降は「やつがれ」と読まれていた。現代と同じように自称としての「ぼく」が使われるようになったのは明治時代であり、主に対等または目下の者に対する自称として使用されるようになった。

しかし友田健太郎『自称詞〈僕〉の歴史』（河出書房新社、二〇二三年）によると、代名詞の自称として「僕」を使用し始めたのはもう少し早く、十七世紀後半の元禄時代前後だったという。元々は儒学を学ぶ者同士が、謙譲や尊敬の意味を込め、同じ学問を学ぶ同志として仲間意識を持たせるため「僕」を使用していたが、学問の普及とともに、次第に他の文人や武士にも身分の上下を超えその使用が広がっていくことになる。そして幕末には藩校や私塾において学問を通じた交流が活発になり、そこで「僕」を使用することによってつながりが築かれ、政治活動を支える一助となった。また明治時代に入ると「僕」は教育の場で多く使われたため、子供や高学歴者、文化人などによって全国に定着していったという。

そこで、幕末の事例として『鹿児島県史料』を調べてみると多数の使用例が確認できたが、その中からここでは「市来④一七四・一七六頁」の事例を挙げる。これは文久三（一八六三）年に長州藩が薩摩藩の蒸気船を砲撃沈没させた事件に関連し、その詳細の聞き取り調査を命じられた市来四郎と、長州側の謝罪の使者として訪れた粟屋・金子らとのやり取りを記した史料であるが、その中で粟屋・金子らの自称として「僕」が使用されている。友田氏は、特に吉田

松陰やその弟子たちの書簡において「僕」の用例を多く挙げており、長州藩内での「僕」の使用が広く見られたことを指摘しているが、「市来④」からも、まさにそのような長州の様子が伝わってくる。

また「黒田①」においても、黒田が「僕」を使用している一節がある。それは彼が地元鹿児島若い有志たちに故西郷等の言動・思想を伝え檄を飛ばす内容の書翰中において、黒田から西郷への返答の中に「僕」が使用されている。西郷に対しては「君」と呼び掛けており、ここでの「僕」はやはり尊敬・謙譲の意味を込めつつ、同志としての仲間意識が伺える表現だと考えられる。

三八 機会（機会） しかい

〔明治二十五年八月 日葡条約中領事裁判権破棄二開スル覚書（黎明館所蔵、資料No.03-580）〕「帝国政府ハ葡国公使セノル、グラカ氏ノ在京ヲ機会トシ、再ヒ本件ニ関シテ申込ヲ為セシカ」

〔西南②八〇〇頁〕「殊ニ隆盛等政府へ尋問之上ハ必ス外国へ当ル機会（機）モ有ルベシ」

〔公武治乱機…文久雜録甘糟備後継成遺稿第一輯〕八六頁（甘糟勇雄、一九四五年）「今日之如く御国体御変革の機会に臨み候も自然の勢に可有之所」

〔東亜同文書院大学東亜調査報告書 昭和一六年度〕六〇九頁（東亜同文書院大学、一九四二年）「六、男女教育の機会は平等たり」

〔大日本古文書 幕末外国関係文書 附録之一〕三三九頁（東京大学史料編纂所、一九一三年）「廷議尚孤疑。易失好機会。」

〔大分県郷土史料集成 地誌篇〕七五八頁（臨川書店、一九七三年）「僕幸獲機会抵捕奏喜得。」

〔吉田松陰全集 第二卷〕五三九頁（岩波書店、一九三四年）「癸丑甲寅、実二百年來一大機会也」

用例を見る限り、「机会」は「機会」の意味で用いられており、「西南②」では「機」の行間注が付されている。そもそも「机会」は中国語で、その意味は「機会」。チャンス。事をするのに好都合な時機。おり。しおどき。『中日漢語対比辞典』三一三頁、ゆまに書房、一九八七年」と、日本語の「機会」と同義である。中国語の「机会」がどのように日本語として通用していったかは判然としないが、「机」は「機」の簡化字である（『広漢和辞典 中巻』五四二頁）ことから、略字としてある程度用いられていたのであろうか。

三九 容易ザル たやすからザル

〔黒田①一六九頁〕「誠二〳〵言語道断ノ至リ、実ニ恕セラレザル事ニテ容易ザル大重要件ニテ」

〔神祇志料 下巻』三二頁（皇朝秘笈刊行会、一九二七年）〕「宗廟尊号の字、其事容易カヤスカラざるを以て、朝廷又決め給ふ事あたはずして」

〔東湖全集』一〇七一頁（博文館、一九四〇年）〕「諸事の末迄ニテハ容易カヤスカラざる御失費と奉存候」

〔馬太伝註釈 改正増補』七二六頁（福音社、一八八九年）〕「キリストの酷しく憂悼み給へるを以て贖罪の容易カヤスカラを知るべく」

〔高杉晋作覚え書』一九〇頁（一坂太郎、一九九四年）〕「兵卒を煽惑し藩政を攪乱し容易カヤスカラざる挙動せしめ」

〔千草叢誌 一三（一一）』五頁（文友学会、一八八八年）〕「其業決して茶を喫し飯を食ふか如き容易カヤスカラざるに於てをや」

〔近世文化史上に於ける大隈重信侯』九二頁（文明協会、一九三〇年）〕「陳ハ今般御辞職一件、不容易カヤスカラざる御進退の際」

〔みそ・しようゆ始祖法燈円明国師』三六頁（全国醸界新聞社、一九七七年）〕「当山復興の問題に関しては重々不容易カヤスカラざる御高配感謝の至りに候」

〔明治維新史講話』二二六頁（雄山閣、一九二六年）〕「当初に於ては奥羽越諸

藩の態度は西軍に取つて実に不容易カヤスカラなるものであつた」

〔茨城県史料 幕末編三』六〇頁（茨城県、一九九三年）〕「肝智之臣者君を途し候而不容易カヤスカラざる企ニ及候義」

〔近世古文書用語辞典』六三三頁（吉川弘文館、二〇二四年）〕「砲台ヲ築キ不容易カヤスカラ一企有レ之趣」

〔黒田①〕の校正当初、この表記は「容易ナラザル」の誤りだと思い、行間に「ナラ脱カ」を付した方が良いのではないかと考えていた。しかし用例を調べると「容易カヤスカラざる」という表現は一定数確認でき、『神祇志料 下巻』や『東湖全集』、『馬太伝註釈 改正増補』のようにルビが振られているものもあつたので、それに倣うと〔黒田①〕の方も「たやすからザル」と読んで意味が通る。

一方、「容易ザル」の用例を調べている中で、似た表記の「不容易カヤスカラざる」もいくつか確認できたので用例の後半に載せているが、こちらは『近世古文書用語辞典』の用例より、「容易カヤスカラならざる」と読むのが適切であろう。

これに限らず、校正・編集において一見違和感を覚える語彙や表現があると、つい現代の感覚で判断してしまい、注を付すなどの処理が必要ではないかと兎角考えがちである。しかしそのような場合に用例を調べてみると、その表現が当時においてはごく一般的なもので、注を付す必要はないということに気づく場合も多々ある。

利用者の便宜の面からすれば注を付すことは勿論大事であるが、それが過ぎしまうと、史料から感じ取れる当時の雰囲気や損なわれかねない。そうしたことを考えると、やはり注を付すことについては慎重であるべきで、なおかつ過不足なく適度なものでなければならぬだろう。

四〇 在アリ あるアリ／ざいアリ／おはすアリ

〔黒田①二四三頁〕「以為ラク其急務ハ育材ト蓄財トニ在アリ」

『征東日誌』丹波山国農兵隊日誌』八八・八九頁（国書刊行会、一九八〇年）
「酒店一戸ノ在アリ。（中略）後ニ賊軍ノ在アリ。」

『啓蒙統日本外史四』（汎愛堂、一八八〇年）「今ニシテ敬三郎君ノ在アリ」

『日清戦争実記』五二頁（山本春太郎、一八九四年）「我兵の成歎を陥るゝ固
より胸算の在ありと雖ども」

『野史台維新史料叢書 三八』一三六頁（東京大学出版会、一九七五年）「一
吉野郡二十津川ト申在アリ」

『道中記の旅』二八頁（芸艸堂、一九八三年）「尤もカヤノと云ふ辺三千軒計
り町の如く続きたる在あり」

『日本史蹟大系 第十一卷』（平凡社、一九三六年）「敵の先鋒齋藤内蔵助利三、
既に、来りて、洞ヶ峠に在あり」

『近世日本国民史 第十七卷』一〇頁（近世日本国民史刊行会、一九六四年）
「吾此詞たがほんには、神明の在あり」
おはす

こちらも「黒田①」の校正当初は、「育材ト蓄財トニアリ」の方が通りがよく、
「在」が余分ではないかと考え、「在」に「衍カ」或いは「ママ」を付すべきか
と思っていたが、「在アリ」の用例を調べると、少なくとも三通りの読みが確認
できた。

「あるアリ」も「ざいアリ」も共に「存在する」という意味では共通してお
り、ルビが付されている用例以外も、そのどちらかで読んで差し支えはなさそ
うだ。ただ、「在（ざい）」に「在郷の略」いなか。在所。特に、都会から少し
離れた所をいうことが多い。『日本国語大辞典 第八卷』五三三頁）という意
味もあることから、『野史台維新史料叢書 三八』と『道中記の旅』は「いなか・
在所がある」の「ざいアリ」であろう。

一方、「在す（おわす）」は「尊敬の意を含む動詞）①「居り」の尊敬語。い
らっしゃる。おいでになる。②「あり」の尊敬語。おありになる。③「来」の

尊敬語。④「行く」の尊敬語。『広辞苑 第七版』四六一頁、岩波書店、二〇
一八年）という意味があり、「御座す」とも書く。用例では「神明の在あり」と
あり、神明に対する敬意から「おはす」と読んでいる。

四一 風鶴 ふうかく

「黒田①二三九頁」「往者佐賀ノ乱長崎風鶴ノ警アリ、若シ賊徒ヲシテ官軍ノ未
夕集マラサルニ乗シ此地ニ出テシメハ、洋人ノ此ニ居留スル者、我遂ニ之ヲ
保護スルヲ得サルベシ、」

〔後編①二六一頁〕「戦之日球麻兵五百人已至彦山嶽、南望飯野白旗竟野、自木
崎原属白鳥山、球麻兵見之懼、以為寡不可以敵衆也、即引而還、球麻兵所見、
蓋白鷺群云、（此事頗与風鶴王師草木晋兵類、抑亦白鳥権現之顯靈乎、）」

〔求麻外史・新訳』二二八頁（求麻外史発行所、一九一七年）「公曰く、風鶴
人の気を奪ふは古より間之あり」

〔日清交戦実記』四頁（東雲堂ほか、一八九四年）「韓廷震駭し風鶴胆を奪ふ」

〔茨城県史料 近世政治編一』六三五頁（茨城県、一九七〇年）「風鶴之憂之
事も難計候」

〔維新日誌 第六卷 改訂』一七九頁（名著刊行会、一九六六年）「言論聞入
ナク、風鶴ヲ恐レ、八公ヲ驚キ」

〔日魯交渉北海道史稿』一三二頁（風月書店、一八九八年）「恐怖ノ余、風鶴
ノ思ヲ為セシナラン」

「黒田①二三九頁」は、「むかし（明治七（一八七四）年）佐賀の乱が起こつ
た時、隣の長崎では「風鶴ノ警」があった。もし未だ官軍が集まらないうちに
長崎に賊徒が出てきたら、長崎に居留する洋人を保護することができないだろ
う」と述べている。

一方〔後編①二六一頁〕は『島津国史』からの引用で、元龜三（一五七二）

年五月の木崎原合戦の最中の記事である。同月三日、境界警備のため相良氏は五百人余りの兵を差し遣わした。彦山嶽に至り、南の飯野を望むと白旗が野に連なっており、これを見た球麻兵たちは恐れをなして引き返した。しかし球麻兵が見たのは白鷺が野を覆っていたものであった。その本文の割書には「風鶴王師草木晋兵」（風鶴は天子の軍隊に見え、草木は晋の兵に見えた）と説明がある。

「風鶴」という語の用例自体は日本のみならず中国の文献にも多く、ここでは日本語文献のごく一部を挙げた。そもそも「風鶴」は「風声鶴唳」という故事成語を縮めたもの（同士心『八大人山人芸術』二六七頁、二玄社、一九八五年）であり、中国の文献に用例が多いのも頷ける。その意味は「風の音と鶴の鳴く声。敗兵が風の音や鶴の鳴き声にも敵かと思っておどろき恐れること」。

また、ささいなことにもびくびくとおじけづくことのとえ。」（『日本国語大辞典 第十七巻』二六七頁）で、用例に当ってはめて解釈しても不自然ではなさそうだ。「黒田①二三九頁」に見える「風鶴ノ警」は、佐賀の乱発生時、長崎ではいつ賊徒が乱入してくるか分からず警戒していたという意味であろう。また「後編①二六一頁」で併記されている「草木晋兵」は、「草木皆兵」という故事成語から派生したものと考えられ、意味としては「敵を恐れるあまり、草木までもみな敵兵に見える。」（『広漢和辞典 下巻』三九二頁）と、「風声鶴唳」と同じような意味である。因みにこれらは『晋書』中の同じ故事に由来している（関劍平（二〇〇〇）中国茶史研究・陸羽まで、立命館大学大学院文学研究科博士論文）。

故事成語の省略という点について、例えば「助長」や「蛇足」といった現在広く使われる熟語も、元はそれぞれ「拔苗助長」「画蛇添足」という故事成語を省略したものである。また、日本人にとっては故事成語はあくまで外来語であり、中国という異なる文化土壌の中で特定の意味付けがなされた語であったために、その成り立ちに関わる故事をそれほど重要視せず、言葉本来の意味を担う部分に日本語の表現を充てればそれで済むとされていた。古典由来の故事を

重んじる中国では、成語として四字の構成を残す必要があったのに対し、日本ではその必要がなかったために、伝来後あるいは伝来当初から省略して用いる習慣が生じたとの指摘がある（吉田正美「故事成語を見なおす―出藍・蛇足・助長をめぐって―」『奈良教育大学国文・研究と教育』七巻、一九八四年）。つまり、四字の成語と二字の省略形が併存した中国に対し、日本では二字の省略形のみが熟語として残ったということだろうか。これを裏付けるように、故事成語を省略して二字の熟語として定着したものは数多くあり、先述の「助長」「蛇足」の他にも、「杞憂（杞人天憂）」「経済（経世済民）」「恫喝（恫疑虚喝）」「杜撰（杜默詩撰）」「古今（古往今来）」「花柳（花街柳巷）」「伽藍（僧伽藍摩）」など枚挙に遑がない。

但し、「風声鶴唳」に関しては省略形の「風鶴」が熟語として残っているとは言い難く、耳馴染みもない。さらに今回は挙げなかったものの、日本の文献においても本来の「風声鶴唳」の用例が一定数確認できた。本場の故事を重視して敢えて成語のまま「風声鶴唳」を残したのか、あるいは煩雑さを避けて「風鶴」と簡略化したのか、使用者のスタンスは様々であろうが、「風声鶴唳」に限ればある程度併存していたと言えよう。

四二 奴をふる やつこをふる

〔市来⑥一二七頁〕「先年辞職して帰郷の折、吉貴公（廿一世の祖、正徳・享保の頃）御下国の際、於江戸はこれまでと奴ヤッコをふるらせて江戸御立被成た事を思出し、奴ヤッコこそふるせなかつたが、東京の地を踏むは今日を限りとおもひ、皇城を拜して引き取りたり、」

〔忠義⑦九九三頁〕「祖先光久公老して旧地に下らるゝに当り、御江戸ハ之れ限りと、奴を振らせて立出られたるの跡に做ふの覚悟なりしと、」

〔名越⑨七七頁〕「八ツとせ、八幡山崎やつこめが、やたらにやつこをふりたてゝ、のほかふかいな」

『日本及日本人（新年倍大号）三三二』二四七頁、政教社、一九三六年）「道中することを奴をふるといふ、道中しないから奴をふらない。」

『国民百科大辞典 第五』八一三〇頁、富山房、一九三五年）「コノフラヌハ奴ヲフラヌ事デ、奴ヲフルトハ八文字踏ンデ道中スル事。」

〔市来⑥〕〔忠義⑦〕共に島津久光の言葉で、それを後になつて市来四郎が書き留めたものである。一読して明らかかなように内容は同じであるが、奴をふらせた主体が前者は四代藩主島津吉貴、後者は二代藩主島津光久となっている。いずれが正しいのか、傍証史料が無く断定はできない。

この奴とは、「江戸時代、武家の奴僕。日常の雑用のほか、行列の供先に立つて、槍や挟箱などを持って振り歩く。髪を撥鬢に結び、鎌髭をはやし、冬でも袷一枚という独特な風俗をし、奴詞やつことばということばを用い、義侠的な言行を誇った中間。」〔日本国語大辞典 第十九卷〕四九八頁）を指す。その奴が「槍・挟箱を持って行列の供先を勤める時、左右の手を大きく振る。また、それに似た動作をすることを、「奴を振る」という〔日本国語大辞典 第十九卷〕四九九頁）。この説明は、「村田了阿編、井上頼因・近藤瓶城増補『俚言集覧 下明治三三 一』を増補』五六一頁、皇典講究所印刷部、一九〇〇年）に、「奴をふる 赤坂奴などいふものゝ左右の手をふるやうに似たる貌ハ凡て何によらず奴をふるといふ。」とあることから確認できる。

振るのは手だけではなかった。槍（中内蝶二・田村西男編『日本音曲全集 第一三卷（義太夫全集 続）』二〇四頁、日本音曲全集刊行会、一九二八年）・藁で作った鎗（藤長庚『遠江古跡図絵…合本』二〇頁、美哉堂書店、一九五四年）などの事例が知られ、棒状の長い物を振る場合に「奴をふる」と言ったのである。また、奴踊りを指す場合もある（北安曇誌編纂委員会編『北安曇誌 第五卷（近代・現代下）』一二二四頁、北安曇誌編纂委員会、一九八四年）。

その他に、遊女が道中することを「奴をふる」と言った。〔日本及日本人（新年倍大号）三三二』と『国民百科大辞典 第五』の二例がそれである。こゝで使われている道中とは、「江戸の吉原や京都の島原などの遊里で、遊女が郭内を盛装して供をつれてする行列。揚屋入りや引手茶屋へ客を迎えに行くおり、または、突き出し披露や、その他特定の日などに行われた」〔日本国語大辞典 第十四卷〕四九二頁）。

八文字は、「遊女の揚屋入りの道中にする足の踏み方で、腰をすえて八の字型に足を繰り出す歩き方。「内八文字」と「外八文字」の二様があり、前者は京都島原で好まれ、後者は江戸吉原で多く行われた」〔日本国語大辞典 第十六卷〕二九〇頁）。遊女が八文字を踏んで道中することを「八文字道中」と言った（同前）。

また、奴は男性だけでなく、遊女・私娼、「武家方で不義をした女などで、捕らわれて、吉原の遊郭で一定期間遊女勤めをさせられた」〔日本国語大辞典 第十九卷〕四九八・四九九頁）女性を呼ぶこともあった。

慶長・元和期（一五九六〜一六二四）のカブキ者（無頼の徒）の男女がこぞつてした男同然の八文字歩行を、湯女ゆなや遊女が採用し、それがやがて傾城けいせい（遊女）道中歩行法の母胎・根源となったと言われている（上林澄雄「八文字歩行法―その早期から盛期発端へ―」、『舞踊学』第二二号、一九八九年）。カブキ者の実態は武家奴・町奴らである。つまり奴らがしていた八文字歩行を遊女らに取り入れたということで、そこから遊女が八文字を踏んで道中することを奴をふるといったのであろう。

四三 拝青 はいせい

〔黒田①一六六頁〕「書外鳳眉ニ讓候、」

〔黒田①一六七頁〕「書余拝青ニ讓候、」「書余鳳眉ニ讓候、」

いずれも黒田清隆の書翰での使用で、末尾の締めの部分で使われている。この他、黒田の書翰では、「拝語」(『松方正義関係文書 第七卷』三六八頁)・「拝眉」(同前四二〇頁)・「拝輝」(『大久保利通関係文書三』二六頁)なども若干見られるが、殆ど「拝青・鳳眉」が使われている。「鳳眉」は、西野古海『布令字解漢語文章早引』(十三丁裏、玉石堂、一八七五年)に「オメニカ、ル」、「不拝鳳眉」を武谷次郎編『学徒必携明治文鑑卷之一』(二十四丁裏、磊落堂、一八七八年)では「ヲメニカ、ラス」と説明していることから、意味はいずれも同じであろう。

それでは拝青は何と読むのか。「はいせい」(中川柳涯編『祝辞慰問弔祭文範…戦時活用』七四頁、日吉堂、一九〇五年)や「はいしよう」(岩瀬忠震書簡研究会『岩瀬忠震書簡注解…木村喜毅(芥舟)宛』二五頁、岩瀬肥後守忠震顕彰会、一九九三年)と読んだ事例がある。

「はいせい」は、例えば、「秋山政広編『文明用文…和漢対照漢』六帳右、金港堂、一八八〇年)に「拝青二期ス」とあり、拝青に「オメニカ、リ」の説明が付されている。前掲の『祝辞慰問弔祭文範…戦時活用』にも、「拝青御目に掛る」、内海弘蔵『新漢和辞典』(三二〇頁、宝文館、一九〇九年)には「拝青おめにかゝるといふ敬語」とある。

つまり、黒田の書翰にある「書余拝青ニ讓候」というのは、「書翰に書いた事の他はお目にかかった時にお話しします」という意味で使われていることが分かる。

後者の「はいしよう」は、前掲『岩瀬忠震書簡注解…木村喜毅(芥舟)宛』に、「拝請と同意」で「おいでいたたくの意」と見える。「拝請」は『大漢和辞典 卷五』にも所見があり、「拝請①②」は「はいしよう」謹んで請待する。(一九九頁)とある。しかし、このような語義では、右に見た「お目にかかる」という意味とは少し異なるようである。

それでは「拝青」の語源は何であろうか。「請」には、「①めどおりする。君主にお目にかかること」(『旺文社漢和辞典 改訂新版』一〇一五頁)という字義がある。これに「拝」を付して「拝請」としていたものが、「請」は「青」に通じるといふことで、より簡略な「拝青」という熟語になったのであろうか。「青」にはお目にかかるという字義は見えないので、可能性の一つとしてこのように推測しておきたい。

四四 豪腴 どうゆ

〔黒田①二五二頁〕「加ルニ氣候清爽、地味豪腴ニシテ、農桑・牧畜ノ業自ラ其風土ニ適シ、草創已来移住ノ者十年ヲ出スシテ、各其独立ノ基ヲ立、」

当初この豪腴は「膏腴」の誤りではないかと考え、「豪腴」に対して行間で「膏腴力」と注を付していた。膏腴は『日本国語大辞典 第七卷』によれば、「(腴は腹の下部がふとつていふこと)①土地がよく肥えていて、作物を栽培するのに適していること。また、その土地。膏沃。肥沃。②肥沃な土地のように、特に重要であること。」(六一四頁)とあり、文脈的にも合致する。

しかし、豪腴の事例を調べてみると、思った以上に多く見つかり、当時、一定程度使用されていた表現であったことが分かった。そこでこの行間注「膏腴力」は外し、「豪腴」のままとした。

豪腴の事例では次のようなものに注意を引かれた。

〔高橋五郎著・浜野知三郎補訂『和漢雅俗いろは辞典 増訂改版』三七九頁、六合館、一九一三年〕「かうゆのち(名)豪腴地、ゆたかのち、良地(こくもつ)のよく実る地)」

〔澤田總清『試験によく出る漢文故事熟語要語精解 十六版』二六頁、光学館、一九三八年〕「豪腴」「カウユ」土地の肥沃なこと。」

このように膏腴も豪腴もほぼ同じ意味合いで使われていることが分かる。し

かし後者では、例えば「豪邁」に対して「ガウマイ」のルビが振られるなど、この本では濁点をきちんと付しているのも、もしかしたら、これは「カウユ」、つまり「膏腴」と誤っている可能性もある。そういえば、「膏」も「豪」も字形が少し似ており、書き間違いやすい文字である。

四五 明治天皇 めいじてんのう

〔黒田①二五八頁〕「之ヲ切言セハ、我カ明治天皇ヲシテ三千七百万人ノ罪人タラシムルモノナリ、」

〔玉里⑦四二二頁〕「夫レ固有ノ理ヲ推シテ普通ノ勢ヲ制スルハ是我英聖文武ナル明治 天皇陛下ノ客歳十月七日此館ニ臨ミ勲旃ノ太誥ヲ下タシ玉ヒシ所以ナリ」

〔黒田①〕は、明治二十（一八八七）年七月の奥付を有する谷干城の秘録意見書の一節である。明治天皇がまだ亡くなっていない明治二十年に、「明治天皇」という諡おくりなが使われるのは疑問が残るので、当初この史料は、明治天皇が亡くなった明治四十五（一九一三）年以降に書き写されたものかと考えた。

この他に事例を探すと、『鹿児島史料』の中に、「玉里⑦」を見出すことができた。これは明治九（一八七六）年十月発行の『会館雑誌』第七号に掲載されており、ここでは基本的に「天皇」「天皇陛下」を使っているが、一例だけ「明治 天皇陛下」と書かれている箇所がある。「天皇陛下」の前に闕字を用いて敬意を払っている。

それでは、このような事例はどのように考えたら良いのであろうか。通常天皇は亡くなった後に諡を付けられ「○○天皇」と呼ばれる。明治天皇の場合も、死去後の大正元（一九一三）年八月二十七日に、「追号奉告の儀を殯宮に行ひ、先帝を明治天皇と諡したてまつる、」（『明治天皇紀 第十二』八三二頁）とあるように、大正元年八月二十七日以降に正式に「明治天皇」と呼ばれた。

歴代の天皇の名前には、(一)即位前の命名による名、諱、(二)尊称と思われる名、(三)諡号しごう、(四)追号などがあるが、「明治天皇以後、一世一元の制に応じ、在中の年号を追号とする慣例が開かれた」（家永三郎「天皇」、『国史大辞典 第九卷』九九一頁）。その後、大正天皇・昭和天皇と、年号と追号が一致する天皇が三代続いている。しかし、右に見た明治天皇の場合は、この年号と追号を一致させる慣例が決められるよりもずっと前の出来事である。

このことを考えるため広く事例を蒐集してみると、明治天皇だけではなく、大正天皇・昭和天皇の二人も生存中にこの名前が使われたことがある。また、現時点で生存中である「平成天皇」「令和天皇」も少ないながら事例を探し出すことができる。

〔能楽画報〕五(一)、二二頁、能楽書院、一九二二年〕「今上天皇陛下に対し奉り、大正天皇と称し奉りし如きは、醍醐天皇を延喜の帝と称し奉りし御称号と御同様に候へども其後先帝を明治天皇と申し上ぐる様になり候後には、何とも恐れ多き事の様に直覚的に感ぜられ候、」

〔田英夫・岩附茂〕「こちら現場…田英夫の国会・緊急発信」三頁、JPP神保印刷出版社、一九八九年〕「さる一月、昭和天皇が亡くなりました。新しく「平成」天皇が誕生しました。」

〔中村公省〕『令和記念…縄文の大嘗祭・新嘗祭（縄文巨大石棒の謎）』二頁、二一世紀中国総研、二〇一九年〕「二〇一九年一月一日、令和天皇の就任式である大嘗祭（だいじょうさい）が挙行されます。」

〔PMI日本支部創設二五周年記念誌編集プロジェクト〕『一般社団法人PMI日本支部創設二五周年記念誌』一八頁、PMI日本支部、二〇二三年〕「二〇一九年）令和天皇が即位」

右に上げた『能楽画報』五(一)の記事が参考になる。即ち現在の天皇に対して、「大正天皇」と呼ぶのは、醍醐天皇を「延喜の帝」と呼ぶことと同じであると言っている。つまり、これは天皇の治世である「元号（年号）」にプラスして

「天皇」を付けたものであろう。「大正の天皇」「延喜の天皇」という意味を表すのである。そこに続けて、明治天皇が亡くなつた後、正式に明治天皇と諡されて、つまり「元号（年号）+天皇」という呼び方は、本来死んだ後に付ける名前であるので、「何とも恐れ多き事の様に直覺的に感ぜられ候」などと言っているのである。

天皇の即位と同時に新たな元号が始まり、死去すると元号も終わるという一世一元の制は、天皇とその在世中の元号を強く結びつけることになった。「延喜の帝」と呼ばれた醍醐天皇もその在世中には、「寛平・昌泰・延喜・延長」と四つの元号を経験している。

このように考えると、『こちら現場・田英夫の国会・緊急発信』に見える「平成」天皇」という表現は、「平成」という元号の天皇」という意味で使用されていることが明瞭である。令和天皇の場合も同様である。

冒頭に上げた「明治天皇」という表現は、「明治」という元号の天皇」という意味で使われていたのであろうと推測できる。

四六 産名神 うぶながみ

〔市来①一頁〕「一朝未明二氏神・産名神其外諸神拝之事、」

〔市来①四〇頁〕「一朝氏神・産名神拝礼、」

〔市来①五〇頁〕「二氏神・産名神拝し候、」

〔市来①五一頁〕「英久磨生誕日にて産名神・氏神等へ酒相拱候、」
〔供力〕

〔市来①五九頁〕「一朝氏神・産名神其外奉拝候、」「一未明に手水を仕ひ、氏神・

産名神・海神・船神を拝し、恩川親方へ物語共なり、」

〔市来①六五頁〕「実二氏神・産名神の妙助とおもふ計也、」

〔市来①六七頁〕「実二氏神・産名神之御助ならん、」

〔市来①七六頁〕「一今日氏神祭二付、三面之御兜をかゝけ、氏神・産名神を奉祭候、御国許杯^二も祭式取行し筈と想像いたし候、」

〔市来①七九頁〕「一朝氏神・産名神拝礼候、」

〔市来①八七頁〕「一朝歳暮ゆへ氏神・産名神・先祖拝候、」

〔市来①一五二頁〕「英久磨生誕日にて産名神・氏神へ神酒捧候、」

〔市来①一六五頁〕「今宵^者神酒少々手当いたし氏神・産名神・豊宇氣之大神・

順聖公等へ奉供、此成功を奉祈上候、」

〔忠義⑦九二二頁〕「長男秋彦新屋敷の邸に生る、英久磨と名く、後英之丞広親と称す、産名神^{〔上カ〕}は、太田大明神（即ち武大明神）なり、」

「産名神」の表記は「市来①」の『市来四郎日記』に集中して見られる。用例の多くで氏神などとセットで現れ、朝拝礼することが多かった。他に子息の生誕日・氏神祭・歳暮などのタイミングで拝礼されている。

「産衣」^{うぶぎ}「産毛」^{うぶげ}「産声」^{うぶこゑ}「産湯」^{うぶゆ}などの例から考えて、「産名神」は「うぶながみ」と読むべきであろう。「産名」とは例えば、「地誌①二一八頁」に「其麿^{おむしか}遂に口より妙相を出し神女を産す、即白雉元年庚戌二月十八日なり、仙人養育して僧智通にあたふ、（智通ハ瑞応院の開山なり、）産名を瑞照姫と称す、其女子二歳にして大職冠鎌足公取て撫育し、大宮姫と名く、」とあることから、生まれただけの神女の産名を瑞照姫と言ったということであろう。

また、『追録⑦九九七頁』に、「青林院様 御誕生不日之御天亡付、御産名無御座候、」とあるのは、島津重豪の三男で、天明二（一七八二）年三月十八日に誕生して、同二十三日に夭亡した男子のことであるが『島津氏正統系図』、出生後わずか五日で夭折したので正統系図には名前（産名）がなく、「男子」とのみ書かれ、法名「青林院殿幻質靈苗大禅童子」が見えるだけである。これらの事例から考えて「産名」とは、生まれてすぐに付けられる名前のことを指していると思われる。

民俗事例としても同様のことが行われており、例えば、「かつては、生まれる

とすぐに「ウブナ(産名)」という仮名をつけておくことがおこなわれた。『小山市史 民俗編』三五七頁、一九七八年)とか、「地震がならないうちに早くつけた方がよい」というので、四、五日のうちに仮名かりなを付けておく。これを産名(ウブナ)といい、仮名は主に季節などにちなんでつける。『美和村史』九六九頁、一九九三年)などの事例が記録されている。

それでは、「うぶながみ」と呼ばれる神はいるのであるのか。国語辞典や漢和辞典などでは見出すことができなかったが、二例ほど目に留まる記述があった。即ち「産神様(安産を祈願する神)を「うぶな神」ともいう」(『木曾谷の民俗調査報告書』第二集、四四頁、一九六八年)と、「塚本哲三校注『護国女太平記』有朋堂文庫、一一頁、有朋堂書店、一九二七年)に見える「扱卯右衛門は第一の忠臣成れば、其子孫を過分の御取立も有るべき処、独身者なればとて一社の神に崇め、駒込の御下屋敷に新に社を建て給ひ、根津の社と号し、若君虎松君の御産神うぶながみと崇め給ひけり。」とある。

ところで、「忠義⑦九二二頁)では「産名神(土カ)」とあるように、「産名神」を「産土神」の誤りかと推定している。これは「忠義⑦九一三頁)に見える、「産土神」ハ、鹿児島郡武田村太田神社即ち武大明神なり(大名持・少名彦名(大正巻)二神を祭る、古ハ鹿児島(少彦巻)の土村主、武右衛門七氏の崇むる所なり)」、を根拠にして付された編者注と推測される。

太田大明神(太田神社)・武大明神は「地誌①二八頁)に、「建部神社 奉祀大己貴命(例祭九月十九日) 俗に大田大明神、或ハ武大明神と号す、闔村の生土神うぶすながみなり、」と見える神社を指すのであろう。これは鹿児島市武二丁目(たけ)に鎮座する現在の建部神社に当たる(鹿児島県神道青年会編『ふるさとのお社(やしろ)」鹿児島県神社誌」二九頁、創立四十周年記念事業実行委員会、一九九五年)。つまり市来四郎は、「産土神」と同じ意味で「産名神」を使っていたことにならう。「うぶすな【産土・生土・産社・産神】」は、「①人の出生の地。生地。故郷。

うぶしな。②うぶすながみ(産土神)と同じ。うぶしな。」の事をいい(『日本国語大辞典 第三巻』七頁)、これに神が付いた「うぶすながみ【産土神】」は、「生まれた土地の守護神。近世以降は氏神と混同されている。鎮守神。うぶすな。うぶのかみ。うぶがみ。うぶすなのかみ。」(同前)のことである。「産名神」を「産土神」と理解すれば、右にあげた『市来四郎日記』の事例はどれもスムーズに理解することができる。

市来四郎は「産土神」と書くべきところを「産名神」と書き間違ったのか、それとも当時、「産土神」と「産名神」は同じ意味で使われることが多かったのか。「うぶすな」と「うぶな」では、「す」一文字があるかないかだけの違いであるが、その影響はかなり大きい。「産名神」という用例は、市来の場合を除いてほとんど見られないことから、彼が書き誤った可能性が高いと思われる(あるいは間違つて覚えていたか)。

四七 神主 かんざね

「忠義①八一頁)「神社神仏混淆ノ処分ガ又面倒デゴザリマシタ、方々巡回シテ、神社毎ニ検査シテ仏像ヲ取り除ケマシタ、丸デ仏像ヲ神主トシタ社モアリマシタ、之ハ新タニ神鏡ヲ造リテ、齊ク替ヘマシタ、」

「地誌⑤一四三頁)「天性沈深にして智謀あり、雄毅にして善く断し、屢武功あり、是に至て歎惜せざるはなし、義久潜に吉田美作に命して厚く神主を祭る、」

「地誌⑧三一頁)「天正五年御支配目録于今在之、其後次郎九郎名ヲ万吉左衛門与被召替、小林雛守宗廟六所権現神主天正八年被召移、無程御社參被遊、於御社頭御酒被召上候、」

「名越⑧二五九頁)「譬ハこゝに一人の士あらん、朝夕麻上下を着して父母先人の神主を拝する事をおもひ立むに、」

「季安④三〇〇頁)「奠神主オクイハイ於西息亭」

「季安⑦二五六頁)「朝々御考妣の神主イハイを拝ミますに、」

〔忠義①〕は、市来四郎が明治二十五（一八九二）年十二月二十二日に、赤坂離宮内の旧藩事蹟取調所において行った応答談話「薩摩にて寺院を廢し神社を合祭せし事実附六節」（『史談速記録』第十三輯、一八九三年）の一節である。当初、ここに見える「神主」を、『旺文社漢和辞典 改定新版』に「儒家の葬式で、死者の官位・姓名を書いて、おたまやに安置するもの。木主。位牌」（八一〇頁）とあったので、「位牌」のことだと考えていた。

現に〔季安④〕〔季安⑦〕には、「イハイ」のルビが附されているし、〔地誌⑤〕〔名越⑧〕はその意味で使用された事例である。〔地誌⑧〕は神官の意か。

その後、右の応答談話を再録した、村上專精・辻善之助・鷺尾順敬編『明治維新神仏分離史料続編卷上』（東方書院、一九二八年）に抄録された文章を読んでいると、同じ箇所が「丸で仏像を**神体**とした神社がありました」（二〇四〇頁）と言ひ換えられていることに気付いた。前後関係から考えてみても、〔忠義①〕を「位牌」とするよりも「神体」と解釈した方が意味が通りやすい。

そこで改めて「神主」を調べてみると、次のような事例が出てきた。

〔石川謙・武田勘治『吉田松陰』偉人叢書、二〇九頁、三教書院、一九四〇年〕
「私首は江戸に葬り、家祭には私平生用ひ候硯と去年十一月六日呈上仕候書とを**神主**（神体）と成され候様奉願候。」

〔沢田総清・滝沢良芳編『新撰雨月物語詳解』一三五頁、健文社、一九三三年〕
「吉備津の**神主**（吉備津神社の神官、**神主**を「かんざね」と訓んだのは、「かんざね」は元来は「神宝」で御神体を云ったものが、転じて、神官**神主**の意に用ひられるやうになつたからである。」

〔久米邦武述『古文書学講義』（早稲田大学卅六年度史学科第一学年講義録）三
四一頁、早稲田大学出版部、一九〇四年〕「此に**神主**面破損とあるは**八幡宮神**
体の像を破損したるにて、」

※これは〔前編①二〇四頁〕にある建長元（一二四九）年八月十一日の六

波羅御教書を指すが、そこには「神王面破損」とある。つまり「**神主**面」は「神王面」の読み誤りであることが分かる。

〔落合直文』ことばの泉・日本大辞典二二版』三七〇頁、大倉書店、一九〇四年）「かんざね囀神主。さいじん（祭神）におなじ。神体。古語。」

これらから〔忠義①〕の「神主」は「かんざね」と読み、「祭神・神体」の意味であることが明らかとなる。『日本国語大辞典 第五巻』で「かんざね」を調べてみると、「**神実・主神**」①神の正体。神の実体。神体。かみざね。②神の子孫。また、転じて、神主（かんぬし）。（三四七頁）とある。市来四郎が使った「神主」は神官や位牌としての「かんぬし」ではなく、神体としての「かんざね」の意味であったのである。「神主」を「神体」の意味で使用する例は多くないが、そのような使用例もあったことが確認できた。

（くりばやし ふみお 本館調査史料室長）
（はしぐち まさき 本館調査史料室資料調査編集員）
（むこはら まさこ 本館調査史料室資料調査編集員）
（はらだ さよこ 本館調査史料室資料調査編集員）